

関係私立学校設置者 様

大阪府教育長

「平成 27 年度以後の監査事項の指定等について（通知）」の一部改正について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、経常費補助金を受ける学校法人で大阪府知事を所轄庁とするもの（同法附則第 2 条第 2 項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第 2 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。）は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を大阪府知事に届け出ることとされ、さらに同条第 3 項の規定に基づき、計算書類には公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書を添付することとされております。

届出の方法等については、別添の平成 28 年 6 月 3 日付け教私第 1375 号大阪府教育長通知「平成 27 年度以後の監査事項の指定等について（通知）」において示しているところですが、このたび、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年 5 月 19 日公布）による公認会計士法の改正等を受けて、本通知 4 (2)「届出方法等について」を下記のとおり改めますので、通知します。

なお、平成 28 年大阪府公告第 26 号をもって、知事の権限に属する大阪府庶務規定（昭和 28 年大阪府訓令第 1 号）第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる事務（私立学校に関すること）を、平成 28 年 4 月 1 日から教育長に委任しているため、本通知中「大阪府知事」とあるのは、「大阪府教育長」と読み替えるものとします。

## 記

### 4 計算書類等の届出について

#### (2) 届出方法等について

ア 計算書類は学校法人会計基準の第 1 号様式から第 10 号様式（省略できるものを除く）の順序とすること。なお収益事業がある場合には当該事業の計算書類を第 10 号様式の後に追加すること。

イ 公認会計士等の監査報告書の原本は、当該監査報告書（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を監査証明の対象となった計算書類の前にとじ込み、原本を紙媒体で届け出ること。この場合の計算書類の用紙は日本産業規格 A 4 判に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

ウ 収支予算書は計算書類とは別につづり、届け出ること。

添付資料

別添 平成 27 年度以後の監査事項の指定等について（通知）

**【問い合わせ先】**

大阪府教育庁私学課

総務・専各振興グループ 岸良 (06-6210-9272 内線 4862)

小中高振興グループ 岡本 (06-6210-9275 内線 4852)

幼稚園振興グループ 菅 (06-6210-9273 内線 4816)